

新型コロナウイルス感染拡大防止における常任・特別委員会運営（案）

このたびの新型コロナウイルスの感染拡大に伴う常任・特別委員会の運営について、下記のとおり対応する。

記

1 委員会を開催する場合

(1) 委員会室等の使用方法

3密を避けるため、下表の感染拡大防止対応のとおり使用する。

委員会室	通常時(常任)	感染拡大防止対応
第1	1委員会使用	×
第2	1委員会使用	×
第3	1委員会使用	1委員会使用
第4	1委員会使用	
第5	1委員会使用	1委員会使用
第6	(未使用)	
議場	(未使用)	1委員会使用
開催時間	同時開催は最大5委員会	同時開催は 最大3委員会
その他 感染拡大防止策	<ul style="list-style-type: none"> ●委員・理事者・傍聴席の配席は十分な間隔を空ける ●委員会室の扉は開放する ●マスク着用とする(傍聴者へは協力依頼) ●委員会室出入口に消毒液を設置し、入室時には手指消毒をする(傍聴者へは協力依頼) 	

(2) 委員会の運営

	通常時	感染拡大防止対応
出席理事者	常時＋臨時説明員	常時＋臨時説明員 ※臨時説明員は入替制
委員会資料	前日に配信	資料の事前配信を開催日の2開庁日前に早め、事前読み込みを徹底することで理事者の説明を最小限とし、質疑時間を確保する。
質疑方法	通常どおり	

2 委員会を開催しない場合

資料の タブレット配信	質疑方法	資料配信及び区民公開(資料・質疑内容)
○	通知書方式 (※様式・方法は要検討)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会資料は、全議員同時配信とする ・区民公開は、資料及び通知書方式で行った質疑について、資料配信日から原則10日後に公開する(2階情報コーナー・議会HP)